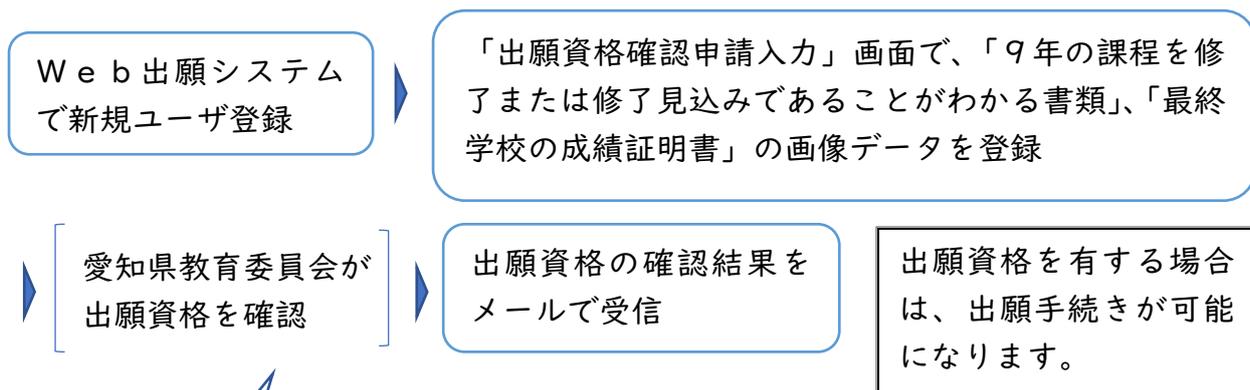


# 海外現地校から愛知県公立高等学校入学者選抜に出願する皆さんへ

## ○ 出願資格確認申請

海外現地校出身者が愛知県公立高等学校入学者選抜に出願する場合は、現地における正規の学校の9年目の課程を修了している（または修了見込みである）ことが出願資格となります。そのため、9年目の課程を修了している（または修了見込みである）ことがわかる成績証明書等により、愛知県教育委員会による確認を受けることが必要です。

### ◆Web出願システムで行う出願資格確認申請（令和6年1月9日以降）



出願資格の確認は、場合によって、大使館等に照会することがあるため、お時間をいただくことがあります。事前に確認を済ませておくと、出願時に手続きがスムーズになります。（事前確認は随時行っています。）

高等学校教育課に電話（052-954-6786）または  
メール（kotogakko@pref.aichi.lg.jp）で事前確認を依頼

↓

「9年の課程を修了または修了見込みであることがわかる書類」、「最終学校の成績証明書」の画像データをメール送付または書類を高等学校教育課に持参 \*

↓

（ 愛知県教育委員会が出願資格を確認 ）

↓

出願資格の確認結果を電話等で連絡

↓

Web出願システムの「出願資格確認申請入力」画面において、  
事前確認で提出した書類の画像データを登録

\* 画像データを高等学校教育課にメールで送付する場合は、件名を「出願資格確認申請（高校入試）」とし、本文に、「志願者の氏名」、「連絡先の電話番号」、「9年目の課程を修了する学校名」、「学校のある国名」を記載する。

## ○ その他の特別な選抜(全日制課程)に出願する方へ

以下の選抜に出願する場合は、出願情報を登録する時に、次の書類の画像データが必要になります。

### ◎ 外国人生徒等選抜

- ・ パスポートの表紙、身分証明のページ、出入国した記録(スタンプが押印されている等)が記載されているページ

### ◎ 海外帰国生徒選抜

- ・ 継続して2年以上海外に保護者とともに在住していたことを証明する書類

## ○ 特別な配慮(定時制課程)を希望する方へ

以下の配慮を希望する場合は、出願時に次の書類の画像データが必要になります。

### ◎ 外国人生徒等にかかる受検上の配慮

- ・ パスポートの表紙、身分証明のページ、出入国した記録(スタンプが押印されている等)があるページ

\* 外国人生徒等選抜及び外国人生徒等にかかる受検上の配慮については、次ページの Q9 を参照してください。

## ○ Q & A (よくあるご質問)

### Q 1 学校選びはどのようにしたらよいですか。

愛知県の公立高等学校の詳しい情報は「公立高等学校ガイドブック」に掲載されていますので、学校選びの参考にしてください。購入方法については、「愛知県教育振興会」(052-961-8501)にお問い合わせください。また、「探そマイ!スクール」(<https://aichi-school-navi.aichi-c.ed.jp/>)でも学校の情報を御覧になれます。

### Q 2 体験入学はいつ行われますか。

受検を希望する高等学校に直接お問い合わせください。

### Q 3 学区はありますか。

全日制課程では、普通科は尾張・三河の2学区、専門学科及び総合学科は全県1学区となっています。普通科の場合、居住地により原則として尾張学区または三河学区の学校を受検することになります。

定時制課程、通信制課程は、全県1学区です。

**Q 4 海外現地校からの受検者は不利になりますか。**

入学者選抜は全ての受検者に対して、公平・公正に行われます。海外からの受検者が不利に扱われることはありません。

**Q 5 保護者が受検者と一緒に帰国できないのですが受検できますか。**

勤務の関係で4月当初からは保護者とともに帰国して県内に居住することができないが、近い将来、保護者とともに県内に居住予定の場合は、高等学校教育課にご相談ください。

**Q 6 調査書情報はどのように登録しますか。**

調査書情報は不要ですが、その代わりとして、出願資格確認申請の際に、最終学校の成績証明書またはこれに代わるものの画像データを登録することになります。

**Q 7 海外現地校から推薦選抜に出願できますか。**

推薦選抜には出願はできませんが、特色選抜には出願できます。

**Q 8 海外現地校に在籍しているのですが、年度の途中で帰国した場合、公立高校を受検できますか。**

現地校の9年目の課程を修了していれば（または3月末に修了見込みであれば）出願資格はあります。ただし、帰国時点での年齢が日本の中学校の就学義務年齢である場合には、中学校への編入学について該当の市町村教育委員会に御相談ください。また、帰国時に就学義務年齢であり、日本の中学校に編入学した場合は、中学校の卒業見込み者として高校を受検することができます。就学義務年齢を過ぎて帰国した場合は、高等学校教育課まで御相談ください。

**Q 9 外国籍の者を対象とする特別な選抜はありますか。**

全日制課程では、日本の小学校第4学年以上の学年に編入学した者などを対象として、一般選抜に先立って、「外国人生徒等選抜」を実施しています。

定時制課程では、「外国人生徒等にかかる受検上の配慮」を登録した志願者に対して、基礎学力検査の問題の漢字にルビ(ふりがな)を付すなどの特別な措置を行っています。

上記選抜に出願または配慮を申請する場合は、事前に高等学校教育課に電話(052-954-6786)でご連絡ください。

愛知県教育委員会 高等学校教育課 進路指導グループ

TEL 052-954-6786 (ダイヤルイン)

MAIL kotogakko@pref.aichi.lg.jp

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html>

